

阿賀野市告示第126号

阿賀野市公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき告示する。

なお、これを表示した図面は一般の縦覧に供する。

令和6年6月14日

阿賀野市長 加藤 博幸

1 供用を開始する年月日

令和6年7月1日

2 下水を排除する区域

阿賀野川流域下水道 新井郷川処理区

○水原市野山処理分区 堀越中の一部

3 供用を開始する排水施設の位置

別図のとおり

4 供用を開始する施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 縦覧場所

阿賀野市中島町7番20号 阿賀野市産業建設部上下水道局

6 縦覧期間

令和6年6月14日（金）から令和6年6月28日（金）まで

（土・日曜日及び祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで